

## は　じ　め　に

私達を取り巻く環境には、自然、文化、歴史など豊かで美しいものが数多く見られます。

環境は、さまざまな価値を生み出す貴重な資源であり、私達は、この環境を県民共有の財産と認識して、有効活用を図りながら、健全な状態で次の世代に引き継ぐ責任があります。

また、県民の間では、アメニティ（快適環境）の創造を求める意識や行動が高まっています。

そこで、新長期構想「福井21世紀へのビジョン」においては、21世紀に向けて県政が進むべき方向を明らかにするとともに、その基本理念として「美しく　たくましい福井を」を掲げました。

この基本理念の実現を目指すうえで、環境の保全や快適環境の創造を推進することは極めて重要です。

このためには、環境の汚染や破壊を防止するとともに、親しめる水辺、うるおいのある街並みなどといった環境の整備を進めていかなければなりません。

また、人間活動が環境に与えるさまざまな影響を考え、県民一人ひとりが環境に配慮した行動をとることが大切であると思います。

一方、都市化の進展や日常生活の多様化に伴う都市・生活型公害が増加し、日常生活が地球環境とも密接な関係にあると言われています。

このような状況の中で、最近「環境教育」という言葉が使われ始めましたが、これは、人々が環境の大切さや人と環境との好ましいかかわり合いについて、責任ある行動がとれるように、家庭や地域、学校、職場などで学習し、実践していくとともに、行政などがこれを支援しようとするものであります。

県におきましても、環境教育の重要性を認識し、積極的にこれに取り組むこといたしました。

今後、本県における環境教育が着実に根づいて、環境に配慮した行動をとる人々の輪が広がっていくことを期待するものであります。

終わりに、この報告書をとりまとめるに当たり、御提言をいただいた福井県環境教育協議会の委員の皆様をはじめ、各種調査など、この報告書作成に御協力賜った皆様に厚くお礼申し上げます。

平成2年3月

福井県知事　栗　田　幸　雄